

平成25年3月29日

各位

一般社団法人フォレストック協会
理事長 石黒 路明

山縣有朋記念館森林のフォレストック認定取消について

当協会では、平成25年3月21日に開催されました理事会におきまして、平成25年3月29日をもって山縣有朋記念館森林に対するフォレストック認定の認定取消を決定いたしましたのでお知らせいたします。

フォレストック認定制度におきましては、各認定対象森林における各認定年度の主伐予定量を事前に申告し遵守すること及び、やむを得ない事情等により当該年度における届出済主伐予定量を超えるおそれがある場合の事前の当協会への届け出及び承認手続きをフォレストック認定制度規定集において定めております。

このたびの認定取消は、当該認定森林におけるフォレストック認定第3年度において、当該年度の主伐予定量申告書記載の主伐が、事前の届け出及び承認手続きなく行われた結果、当該年度当初に算定された同年度のCO2吸収量クレジットが全量消失した事実及び、当該フォレストック認定の認定取得者である財団法人山縣有朋記念館からの本認定制度及び本制度趣旨に沿った当該森林の持続的な整備管理についての不確実性を理由とした当該認定取消願いに基づき当協会の理事会において審議を行い、フォレストック認定制度規定集の各規定に従い決定いたしました。

なお、当該対象森林においては、上記主伐予定申告量を超える主伐を受け、本認定制度に定める森林認証機関により当該認定森林についての臨時モニタリングを実施した結果、フォレストック認定第3年度について年度当初に算定されたCO2吸収量クレジットの全量消失、同第1年度及び第2年度に算定され確定したCO2吸収量クレジットの再確認、主伐実施前後におけるフォレストック認定基準への影響が無い旨等が確認されております。

今までに当該対象森林のCO2吸収量クレジットをご購入頂いている皆様におかれましては、当該対象森林のフォレストック認定第1年度に定時モニタリングを経て算定確定しているCO2吸収量クレジットであり、上記認定取消による影響は全くございませんのでご安心ください。

以上